

**令和 7 年度地域資源活用・地域連携（6 次産業化）人材育成研修事業  
企画提案仕様書**

**1 事業目的**

愛媛県内の農林漁業者等を対象に、6 次産業化の取り組みの底上げや県内の農林水産物等の多様な地域資源の活用を図るため、商品開発能力や商談力の向上、商品ブラッシュアップ力の強化、地域資源の活用を図る講義を実施し、経営感覚やデジタル技術を持って域資源活用・地域連携（6 次産業化）に取り組める人材を育成する。

**2 委託上限額**

2, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 委託事業期間**

契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日（金）

**4 委託事業の内容**

(1) 地域資源活用・地域連携（6 次産業化）人材育成研修

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回数 | 4 回以上<br>※ 1 回以上は必ずデジタル技術の活用に関連する内容を実施すること                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 場所 | 県内の開催を想定し、オンライン参加も可能とする。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 対象 | 地域資源活用・地域連携に関わる者<br>（6 次産業化商品等を開発・販売している、または目指している県内農林漁業者および関係者、地域資源を活用する者またはその関係者）                                                                                                                                                                                                         |
| 講師 | 各回 1 名以上                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 定員 | 受講者に対して細やかなフォローが可能な人数で定員設定すること。<br>（想定 20 名程度）                                                                                                                                                                                                                                              |
| 内容 | 研修は以下のような内容を盛り込むこと。なお、デジタル技術の活用に関連する内容を 1 回以上含めること。<br>○地域資源活用・地域連携（6 次産業化）に関する事項<br>○HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者の雇用促進等に必要な知見を得るための講義や実践的な経験を得るための実習等<br>○地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に係るコスト削減、販路拡大、資金調達等を効率的に行うためのデジタル技術の活用に必要な知見を得るための講義、優良事例の紹介、実践的な経験を得るための実習等 |

(2) デジタル研修の実施

実施する研修のうち、1 回以上はデジタル技術の活用に関連する研修を盛り込み、委託料の 25%程度はこの研修経費に充てること。

(3) アンケートの実施

研修実施後に研修生に対してアンケートを実施し、県に報告すること。

(4) 受講者の募集

募集案内を作成のうえ募集を行い、受講生の取りまとめを行うとともに、研修を広く周知し受講生の確保に努めること。

(5) その他

○インターンシップ研修等の実地研修を盛り込む場合の研修先については、企画提案時点において特定の事業者を選定できない場合、研修の内容や研修先として想定する職種等を記載すること。

- 研修の実施に際して、愛媛6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンター（松山市久米窪田町337-1 公益財団法人えひめ産業振興財団内）と適宜連携の上、実施すること。
- 事業目的を達成するために必要な業務を実施すること。

## 5 企画提案にあたってのポイント

- (1) 研修回数は4回以上とし、研修開催回数が増える事は評価の対象とする。
- (2) 提案のアピールポイント（対応方針、これまでの実績）等を記載するとともに、4に記載した内容以外でも、目的の達成に向けて効率的かつ効果的な手法があれば、独自提案として評価の対象とするため、企画提案書に盛り込むこと。  
なお、インターンシップ等の実施研修は独自提案として評価の対象となる。
- (3) 事業実施スケジュール（予定）及び研修内容、講師（予定）のセミナー等の実績を記載すること。
- (4) 見積書は、提案内容を十分に踏まえて作成し、事業執行に必要な金額を詳細に記載すること。

## 6 対象経費

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 管理運営費 | 人件費、旅費、研修生募集案内印刷費 等                                  |
| 開講実施費 | 会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金）、講師謝金、講師旅費、テキスト作成（原稿料、資料印刷費） 等 |
| その他   | 実習に係る損害保険料、通信費、消耗品費 等                                |

※ただし、研修生の旅費（交通費、宿泊費等）は対象外。

※人件費の算定にあたっては、原則として「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じること。

## 7 その他留意事項

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、県と協議の上、対応すること。
- (2) 本仕様書に定める以外の事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 対象事業者に対して金銭を要求しないこと。
- (4) 各種の提出書類については、県の求めに応じて速やかに対応すること。
- (5) 別紙「環境負担軽減の取組」を実施すること。
- (6) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。

(別紙)

## 環境負担軽減の取組

事業実施期間中は、以下の取組を実施すること。(ただし、該当しない取組を除く)  
なお、◎の取組については必須。

### 1. エネルギーの節減

- ◎施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。
- ◎省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）
- ◎環境負荷低減に配慮した商品、原材料等の調達を検討する。

### 2. 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ◎プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。
- ◎資源の再利用を検討する。

### 3. 生物多様性への悪影響の防止

- 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- 水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。

### 4. 環境関係法令の遵守

- ◎みどりの食料システムを理解する。
- ◎関係法令を遵守する。
- ◎環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。
- 機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。
- ◎正しい知識に基づく作業安全に努める。

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。